

「北戸田住宅自治会会則」

(名称と会員及び組織)

第1条 本会は、戸田市「北戸田住宅自治会」と称し、事務局を集会所内に置く。

但し、事務局及び連絡先は選出された、会長宅とする。

会計

事務所は、総会により選出された会計部長宅とする。

第2条 本会は、北戸田住宅居住者の会員と、法人会員をもって組織をする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と生活環境の維持・向上をはかるとともに、行政及び関係機関との緊密な連携をはかり、社会福祉の増進と地域発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業及び運営を行う。

- (1) 文化教養に関すること。
- (2) 保健衛生に関すること。
- (3) 防犯・防火に関すること。
- (4) 関係機関・諸団体に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要と認める事項。

(役員の選出及び任期)

第5条 役員選出に当たっては、前年度役員より2名の継続者と、A・B棟は各階毎に1名とする。

第6条 本会に次の役員を置く。

会長（町会長）	1名
副会長（町会副会長）	1名
世帯会長	1名
世帯副会長	若干名（A・B棟）
総務部	部長1名と担当者を若干名
会計部	部長1名と担当者を若干名
衛生部	部長1名と担当者を若干名
施設管理	部長1名と担当者を若干名
会計監査	主席1名と担当者を1名
顧問	1名（必要に応じて）

第7条 役員の任期は、総会から総会までの1年間とする。

但し、会長（町会長）及び前年度継続役員、地域役員は、1期2年とする。

第8条 各担当役員の任命。

(1) 会長（町会長）の選出については、役員経験者より「選考委員会」を組織し
その中で選出された会長候補者（町会長）を総会で承認する。

(2) 自治会役員担当任務は、新役員予定者で事前に協議・決定し総会で承認する。

(3) スポーツ推進スタッフ等の地域役員については、自治会役員外の会員中
から募集し、総会で承認する。

(4) 自治会役員会が必要と認める「実行委員会」等の組織及び役員について、会
員に委嘱することが出来る。

(5) 顧問は、会長の任を辞した者とし、役員会の承認を受け、会長が委嘱する。

第9条 選任された役員は、任期期間中その役職の任を遂行する。

第10条 役員の欠員補充と自治会役員の免除について。

(1) 自治会役員の任期途中における転出欠員については、残存期間が6ヶ月を超
える場合は、当該役員の次の部屋より後任を選出し、それ以外の場合は後任
を選出せず、役員会が分担をする。

(2) スポーツ推進スタッフ・地域役員を担った世帯は、自治会の役員を免除する。

（役員の任務）

第11条 各担当役員は、以下の任務を遂行する。

(1) 会長（町会長）は会を代表し会務を総括する。また戸田市町会連合会と連携
する。

(2) 副会長（町会副会長）は、会長と連携しその任を補佐し、代行する。

(3) 世帯会長は、会長・副会長（町会）と連携をはかり、会務を遂行する。また
会長不在時等の場合は、その任を代行する。

(4) 世帯副会長は、世帯会長を補佐し、不在時の場合は、その任を代行する。
また、集会所の管理責任者とし、必要があれば管理委員を委嘱する事が出来
る。

(5) 総務部は、「北戸田住宅会報」の発行、集約物を総括し、行政や地域の配布
物を会員に、速やかに配布する。また、集会所を管理する。

(6) 会計部は、金銭出納事務を執行する。

(7) 衛生部は、「ゴミ・ゼロ運動」の推進や「合同清掃」の実施と、ゴミ集積場
の管理を行う。また、衛生部長は戸田市の「衛生自治会長」を兼務する。

(8) 施設管理部は、街灯や共用部分の各施設維持管理、備品等の管理を行う。

(9) 会計監査は、本会の会計を監査し、報告する。

(10) スポーツ推進スタッフは、美女木小学校区及び美女木地域のスポーツ推進委
員と連携をはかり、諸行事の展開をする。

(11) 女性部は、自治会内「子ども会」卒業世帯等の女性を中心に構成し、自治会
役員会と連携をはかる。

(12) 顧問は、会長および役員会からの要請に対し、意見をすることができる。

(会議)

第12条 会議は、以下の通りとする。

- (1) 総会は、毎年3月に開催し、本会の最高決議機関とする。
- (2) 総会の成立要件は、3月1日現在のA・B棟会員対し、出席・委任状を含め3分の2以上とし、採決に当たっては出席者の過半数以上とする。
- (3) 役員会は、定期開催を基本とし、会議の召集は会長がする。

(会計)

第13条 会費及び会計については、以下の通りとする。

- (1) 本会の運営は、会費及び雑収入をもって行う。
- (2) 会費及び会費の徴収方法については「北戸田住宅自治会会計規定」第6条並びに第7条による。
- (3) 会費の決定は、総会の決定により年度単位とする。
- (4) 自治会費の徴収方法は、「ゆうちょ銀行総合口座通帳」より自動払い込みとする。
- (5) A・B棟会員会費については、「宿舎入居承認日」を基準とし、その月の20日までは当月納入とし、21日以降は翌月とする。
転出の場合は、その月の11日以降であれば会費は納入する。
- (6) 「日赤社費」「社会福祉協議会会費」「赤い羽根共同募金」「歳末助け合い募金」の各募金については、役員会で協議し自治会費より納入する。
- (7) 会計規定は別に定め、会計担当者はその規定に従い、会計事務を執行する。
- (8) 自治会会計より、「北戸田住宅子ども会」に「公園管理費及び資源回収費」として、毎年交付する。
- (9) 会計監査は、会計事務が正常かつ適正に行われているか、帳簿・証拠書・現金等を、四半期に一回監査し、役員会及び総会において報告する。
- (10) 会計年度は、3月1日から翌年の2月末日までとする。

(集会所の利用)

第14条 集会所の使用（和室・ホール）については、平成10年4月1日より、各種サークルや講座等の利用において申請を基本とし、使用に当たっては有料とする。使用に当たっては、原則北戸田住宅自治会会員とします。
尚、別に定める「集会所使用規定」により、運営する。

(会則の実施)

第15条 会則の適用年月日及び改正実施。

- (1) 本会則は、平成9年（1997年）4月1日から実施する。
- (2) 本会則は、平成11年（1999年）4月1日より、改正実施する。
- (3) 本会則は、平成12年（2000年）4月1日より、改正実施する。
- (4) 本会則は、平成17年（2005年）4月1日より、改正実施する。

- (5) 本会則は、平成18年（2006年）4月1日より、改正実施する。
- (6) 本会則は、平成20年（2008年）4月1日より、改定実施する。
- (7) 本会則は、平成21年（2009年）4月1日より、改定実施する。
- (8) 本会則は、平成27年（2015年）4月1日より、改正実施する。
- (9) 本会則は、平成30年（2018年）4月1日より、改正実施する。
- (10) 本会則は、令和3年（2021年）4月1日より、改正実施する。

「北戸田住宅自治会会計規定」

(名称と目的)

第1条 本規定は、「北戸田住宅自治会会計規定」と称する。

第2条 北戸田住宅自治会会計事務を執行・管理し、円滑な自治会運営に寄与する。

(役員の任務と任期)

第3条 会計は、会計部長1名・担当者若干名とし、協力し会計事務を適正かつ円滑に処理する。

(1) 会計部長は、会計事務を統括・執行するとともに、その責任を負う。

(2) 担当者は、会計部長を補佐し、会計事務の執行に当たる。

第4条 任期は、北戸田住宅自治会の役員任期と同一とする。

(会計年度)

第5条 本会計年度は、3月1日より翌年の2月末日までとする。

(会費及び会費等の徴収)

第6条 入会金・会費については、以下の通りとする。

(1) A・B棟会員は、入会金3,000円、会費は毎月3,000円とする。

(2) C・D棟会員の年会費は、1人1,200円とする。

(3) 法人会員の入会金および年会費については、個別対応とする。

第7条 A・B棟会員の会費徴収方法は、「ゆうちょ銀行総合口座通帳」より自動払い込みとし、引き落としの事務を執行する。

(1) 自払いの事務は、毎月入居者の点検をし、正確に処理する。

(2) 新入居の場合は、自払手続き終了後、入会金及び会費を徴収する。

(3) 寄付金やカンパ、募金などについての集約及び払い込みをする。

(4) 納入された会費については、特別な事情以外は、返還しない。

(5) C・D棟会員および法人会員の年会費は、現金もしくは通帳振込みとし、領収書を発行する。

(会計事務処理)

第8条 会計担当は、予算・決算、収入・支出を、帳簿・通帳等で適切に管理・運営を行い、必要に応じて役員会に報告し、総会で決定を得る。

(1) 収入及び支出の管理は、会計帳簿・証拠書綴り・通帳・現金で管理し、当月処理を原則とする。

(2) 四半期毎に会計報告を作成し、帳簿・証拠書・通帳・現金の、実査監査を会計監査より受ける。監査終了後、役員会に報告をする。

(3) 年度決算、次年度予算を作成し、総会に提出する。

(4) 会計処理上の不適合における欠損金は、会計担当の責任において補てんをし

過剰金は帳簿において適正に計上、処理する。

(行動費)

第9条 北戸田住宅自治会役員及び地域役員の活動により交通費、通信費その他関係する費用が生じた場合は、行動費により処理する。

(慶弔・涉外費)

第10条 北戸田住宅居住の会員及び同居する家族が死亡した場合は、香典料として10,000円とする。

第11条 戸田市町会連合会や行政、地域の主催する行事における参加費は、役員会承認後に、参加者に涉外費として支払い、帳簿登記をする。

(会計処理付記)

第12条 会計処理上において、必要な規定・規約は、会計担当・役員会で検討し、施行実施する。条文の追加・削除は、総会において決定する。

(会計規定の実行)

第13条 この会計規定は、平成9年（1997年）4月1日より、施行実施する。
(1) この会計規定は、平成10年（1998年）4月1日より、改正実施する。
(2) この会計規定は、平成11年（1999年）4月1日より、改正実施する。
(3) この会計規定は、平成12年（2000年）4月1日より、改正実施する。
(4) この会計規定は、平成13年（2001年）4月1日より、改正実施する。
(5) この会計規定は、平成16年（2004年）4月1日より、改正実施する。
(6) この会計規定は、平成17年（2005年）4月1日より、改正実施する。
(7) この会計規定は、平成18年（2006年）4月1日より、改正実施する。
(8) この会計規定は、平成19年（2007年）4月1日より、改正実施する。
(9) この会計規定は、平成21年（2009年）4月1日より、改定実施する。
(10) この会計規定は、令和3年（2021年）4月1日より、改定実施する。